

危機管理システム研究学会会則

2000年4月1日制定

2012年5月8日改訂

2014年6月7日改訂

2018年7月8日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は危機管理システム研究学会(Association for Risk Management System Studies : 略称「ARIMASS」(アリマス))と称する。

2. 本会でいう「危機管理」は、リスクマネジメントプロセスにおける諸活動をいう。

(本部・支部)

第2条 本会は本部を置く。必要に応じて総会の承認により、支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は危機管理システムの教育・研究の向上と発展につとめるとともに、その成果を社会に還元することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前述の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 危機管理の教育基盤の整備充実

企業・公的機関・個人のレベルで危機管理を自らの力で実践できるよう、高等教育機関(大学院、大学、専門学校など)の教育インフラを整備充実する。

(1) 高等教育機関の教育訓練プログラムの研究開発を行う。

(2) 高等教育機関の教育訓練プログラムを実施する。

2. 危機管理システムに関する調査研究

危機管理システムおよび危機管理に関する様々な調査研究を行う。

(1) 毎年度1回大会を開催し研究成果の発表および討論を行う。

(2) 分科会活動を中心に研究会を開催する。

3. 事例研究と情報発信

社会における危機管理の実施状況のモニタリング活動、今日的課題としてのリスクに対するモニタリング活動および実際の事例研究の発表を通じて社会的啓発に結びつく情報発信を行う。

4. 他学会との連携

国内外の関連学会およびその他の団体との連携・連絡を図り、相互に啓発発展につとめる。

5. その他

その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業を行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員及び賛助法人

(正会員)

第6条 正会員は、危機管理システムに関連する業務・研究に従事し、またはそれに関心を有する者とする。

(学生会員)

第7条 学生会員は、危機管理システムに関する研究に従事する学生とする。

2. 学生会員を希望する者は、所属大学、学部および修了予定年月をあらかじめ申請しなければならない。修了予定年月を超えて、延長する旨の連絡がない場合には正会員として取り扱う。

(賛助会員及び賛助法人)

第8条 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、本会に特別の援助を与える個人をいう。

2. 賛助法人は、本会の主旨に賛同し、本会に特別の援助を与える団体をいう。

(入会)

第9条 会員として入会を希望する者は、会員2名の推薦を得たうえ所定の申込用紙を提出し、常任理事会の承認を受けるものとする。

(会費)

第10条 会員は次の会費を納めなければならない。

2. 会費は次のように定める。
 - (1) 正会員 年 6,000円
 - (2) 学生会員 年 3,000円
 - (3) 賛助会員及び賛助法人 年 50,000円(1口)以上
3. 年度途中で入会した個人または法人の会費は、入会が承認された月から年度末までの年会費を月割りした金額とする。

(退会)

第11条 会員が次の事由に該当した場合は退会とする。

- (1) 退会を申し出た場合

(2) 3年を超えて会費を滞納した場合

2. 退会の手続きについては、常任理事会の議を経て別に定める。
3. 会員のうち公務就任、海外勤務等により1年以上にわたり学会活動が不可となり、かつ休会の申し出がある者は、その間、常任理事会の決議により申し出の期間、休会することができる。

(除名)

第12条 会員が本会に損害を与える行為または名誉を傷つける行為を行ったときは、理事会は決議をもって除名することができる。

第3章 役員

(種別)

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 複数名
 - (3) 常任理事 複数名
 - (4) 理事 複数名
 - (5) 監事 2名
2. 名誉会長、顧問、参与を複数名置くことができる。
 3. 名誉会長、顧問、参与は常任理事、理事を兼務することができる。

(理事、監事の選出・任期)

第14条 理事及び監事は、2年毎の役員改選時期に、正会員及び賛助会員の中から総会において、選出する。

2. 任期は2年とし、再任を妨げない。
2年とは当該年度総会を始期・終期とする
3. 理事及び監事の非改選時期に増員または補充された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、改選理事及び監事の任期と同じとする。

(会長、副会長、常任理事の選出・任期)

第15条 会長、副会長および常任理事は理事のなかから理事会において選出し、総会の承認を得なければならない。

2. 会長の任期は2年とする。
3. 副会長および常任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 会長は就任1年経過後に次期会長候補（プレジデントイレクトと呼ぶ）を選出し、理事会の承認を得るものとする。
5. 理事の非改選時期に選任された会長、副会長及び常任理事の任期は、前項の規定にかかわらず、改選理事の任期と同じとし、再任を妨げない。
6. 名誉会長、顧問、参与は常任理事会において選出し、理事会の事後承認を得るものと

する。

(補充監事の選任)

第16条 監事に欠員が生じたときは、理事会において補充監事を選任し、直近の総会で事後承認を得なければならない。

(役員の職務)

第17条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。
3. 常任理事は理事会から付託された会務を執行する。
4. 理事は理事会を構成し、総会提出議案および本会運営に必要な事項を審議するとともに、会務を執行する。
5. 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は定時総会、臨時総会、常任理事会および理事会とする。

2. 総会は、本会の最高議決機関であり、定時および臨時に開催するものとする。
3. 常任理事会および理事会は、会長が召集する。
4. 会議の議長は会長とする。

(定時総会)

第19条 定時総会は年1回開催するものとし、会長がこれを召集する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は理事会が必要と認めた時に会長がこれを召集する。

2. 正会員の5分の1以上の者が、総会の審議事項を示して開催を要求したときには、会長は臨時総会を召集しなければならない。
3. 監事が開催を要求したときには、会長は臨時総会を召集しなければならない。

(総会の議決)

第21条 出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する必要事項について審議、決定する。

2. 会長は、常任理事会の承認をえて、理事を構成員に加えることができる。

(理事会)

第23条 理事会は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。

2. 理事の3分の1以上の者が、理事会の審議事項を示して開催を要求したときは、会長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事および監事は理事会を構成する。

(理事会の議決)

第24条 理事会の議決は出席者の過半数を以て議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 委員会・幹事

(委員会)

第25条 本会の活動を円滑に推進するために、必要に応じて常任理事会の議により、委員会を置く事ができる。

2. 委員会規程については、常任理事会の議を経て別途定める。

(幹事)

第26条 会長は、本会の活動を円滑に推進するために、必要に応じて理事会の議により、幹事を置く事ができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 本会の資産は会費、寄付金およびその他の収入からなるものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(承認)

第29条 毎年度の予算、決算および財産目録は、総会の承認を受けなければならない

第7章 会則の改正および解散

(会則の改正)

第30条 本会則の改訂は、常任理事会が発議し、理事会の議を経て総会で決定する。

2. 会則改訂の議決は、出席者の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

(解散)

第31条 本会の解散は、理事会の議を経て総会で決定する。

2. 本会の解散には、総会員の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

8章 補則

(実施細則)

第32条 本会則を実施するために、実施細則を定める事ができる。

2. 実施細則は、常任理事会において定める事ができる。

付則

1. 本会則は2000年4月1日より施行する。
2. 一部改正、2003年5月24日より実施する。
3. 第13条、第14条、第15条、第16条の改正規定は2003年5月24日より施行する。
4. 第15条の改正規定は2012年5月8日より施行する。
5. 本会則施行以前の理事会決議事項は発起人会がこれを代行し、総会において承認を受けるものとする。
6. 本部は会長の下におく。なお、事務局は別におくことができる。